

株 主 各 位

大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役社長 今 井 光 郎

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成20年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
フジ住宅本社第二ビル4階研修ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第35期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月24日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（51頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成20年6月24日（火曜日）午後5時までにご行使ください。

以 上

-
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(<http://www.fuji-jutaku.co.jp>)において掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加などにより景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、原油価格の高騰や米国サブプライムローン問題に端を発したアメリカ経済の落ち込みによる株安・円高の影響などの不安定要因もあり、景気の先行きが不透明な状況となっておりました。

不動産業界におきましては、高騰を続けていた地価が一転下落傾向に転じ、平成19年6月の改正建築基準法の施行に伴う建築確認審査の厳格化の影響により、分譲マンションを中心に新設住宅着工戸数が前年に比べ大幅に減少するなど業界を取り巻く環境は厳しい状況となっておりました。

このような状況の中、当社グループ（当社及び連結子会社）におきましては、当連結会計年度の期初におきまして都心部の地価の高騰を背景に厳しい業績見通しを立てましたが、当連結会計年度の受注契約ベースの実績は、戸建住宅においては期初予想に比べて減少したものの、中古住宅再生事業・不動産ファンド等向け賃貸マンション事業及び土地有効活用事業においては期初予想を上回る結果となりました。

なお、今回の建築確認審査の厳格化に関しましては、当社の受注契約において、戸建住宅及び土地有効活用事業の主力商品の木造アパート「フジパレス」については、建築確認取得の遅延は全くなく、改正建築基準法の施行に伴う影響を受けることなく、順調に推移いたしました。

また当社グループは、すべての事業部門において顧客第一主義を徹底し、高品質な商品を低価格で提供する企業姿勢を堅持すべく、建築コストの削減に努めるとともに、顧客ニーズの多様化への更なる対応や営業提案力の向上に向けて注力いたしました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

不動産販売事業セグメントにおいては、戸建住宅におきまして、顧客の住宅間取りや設備仕様に対する様々なニーズに対応した自由設計及びオプション

ン方式の住宅の供給を引き続き行いました。当連結会計年度に販売を開始しました「ジーズランド光明池」（和泉市・全186戸）の受注契約戸数が167戸になるなど戸建住宅の受注総戸数は656戸となり、当連結会計年度の受注契約高は23,152百万円（前期比16.7%減）となりました。なお、引渡し戸数は758戸（前期779戸）となり、売上高は27,041百万円（前期比0.4%減）となりました。中古住宅におきましては、堺市方面への事業拡大により引渡し戸数が増加し、売上高は8,006百万円（前期比39.6%増）を計上し好調な業績で推移しました。不動産投資ファンド等向け賃貸マンションにおきましては、当連結会計年度の受注契約高は前期に比べ3,314百万円増加し、4,508百万円（前期比277.4%増）となりましたが、売上高は引渡し棟数の減少により4,826百万円（前期比21.4%減）となりました。以上の結果、当セグメントの売上高は40,166百万円（前期比1.0%減）、営業利益は3,148百万円（前期比21.2%減）となりました。

土地有効活用事業セグメントにおいては、営業体制や営業提案力の強化を図ったことにより、当連結会計年度の受注契約高は前期に比べ506百万円増加し3,006百万円（前期比20.3%増）となりました。当連結会計年度における引渡し件数は24件（前期53件）に留まったため、売上高は2,272百万円（前期比60.4%減）と大きく減少いたしました。この結果、営業損失127百万円（前期は営業利益760百万円）となりました。

賃貸及び管理事業セグメントにおいては、主として土地有効活用事業にリンクした賃貸物件及び管理物件の取扱い件数が増加した結果、売上高は6,158百万円（前期比8.8%増）を計上し、営業利益は464百万円（前期比11.9%増）となりました。

その他事業セグメントにおいては、中古住宅取扱い部門の住宅流通部において、中古住宅の仲介形態から中古住宅再生事業に一層の事業シフトを行ったことにより、当連結会計年度の中古住宅の仲介件数は55件（前期118件）の成約となり、仲介手数料収入は減少いたしました。一方で、販売費の減少及びローン事務手数料収入に係る管理費削減により販管費は大きく減少いたしました。この結果、当セグメントの売上高は196百万円（前期比24.0%減）となりましたが、営業利益は18百万円（前期比35百万円増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、受注契約高においては39,126百万円（前期比0.1%減）とほぼ前期並みとなりましたが、売上高は48,793百万円（前期比6.6%減）、営業利益は2,723百万円（前期比35.7%減）、経常利

益は2,413百万円（前期比41.0%減）となりました。なお、連結当期純利益につきましては、従業員退職給付制度の見直しと年金資産運用リスクの回避を目的として、当社グループが加入する総合型の厚生年金基金からの脱退に係る特別損失260百万円の計上及び当社保有の大府府泉南郡熊取町の固定資産の土地につき、当連結会計年度の下半期に売却したことにより、過年度計上済みの評価損が税務上実現し支払税金が減少することになったため、純利益が925百万円増加することとなりました。この結果、連結当期純利益2,097百万円（前期比130.2%増）を計上いたしました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は337百万円であり、その主なものは本社駐車場設備としての土地購入に係るもの233百万円及び分譲住宅販売に係る販売センター等によるもの51百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行とコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	—
差引額	2,000百万円

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、サブプライムローン問題に端を発した米国の景気後退や、原油価格の高騰を反映した物価の上昇等により景気動向が下降局面となる様相を呈しています。

当社グループにおきましては、営業力の一層の強化と顧客ニーズにマッチした立地選定・商品企画を図り、原価の削減及び高品質の商品供給に注力し、全社一丸となって分譲住宅業界における「顧客満足日本一」の目標実現と中期経営計画を達成すべく努力してまいります。なお、平成20年5月7日付の取締役会で当社の100%子会社であるフジ工務店株式会社を10月1日付で吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書に調印を行いました。今後、重複した業務を廃止し、グループ経営の簡素化と事務の合理化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 32 期	第 33 期	第 34 期	第35期 (当連結会計年度)
		(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	(平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
売 上 高(百万円)		43,954	41,333	52,221	48,793
経 常 利 益(百万円)		2,799	3,196	4,090	2,413
当期純利益(百万円)		1,661	1,312	911	2,097
1株当たり当期純利益(円)		103.76	39.91	25.67	58.19
総 資 産(百万円)		43,645	43,469	50,999	48,707
純 資 産(百万円)		10,198	11,265	13,772	14,374

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第32期は、設備投資の拡大を背景に企業収益が拡大し、個人消費に持ち直しの動きがみられました。このような状況において、戸建住宅において大阪市内及び大阪北部方面での販売契約戸数が前期に比べ146戸増加し278戸となるなど好調な業績となりました。この結果、売上高は前期比27.8%増加し43,954百万円となり、経常利益は前期比48.0%増の2,799百万円、当期純利益は前期比142.7%増の1,661百万円と大幅な増益となりました。

3. 第33期は、売上高41,333百万円（前期比6.0%減）、経常利益3,196百万円（前期比14.2%増）となりましたが、平成17年9月1日付で、当社の不動産の賃貸及び管理に係る事業を新設子会社（フジ・アメニティサービス株式会社）に営業譲渡を行い、これにより、連結会社間の営業譲渡に伴って発生した賃貸物件の譲渡に係る損失630百万円を計上し、また、減損損失249百万円を計上したことにより、当期純利益は1,312百万円（前期比21.0%減）となりました。
4. 第34期は、顧客の住宅間取りや設備仕様に対する様々なニーズに対応した自由設計及びオプション方式が引き続き順調に推移したほか、不動産ファンド等向け賃貸マンションの売上高が大幅に増加したことにより売上高は52,221百万円（前期比26.3%増）となりました。しかしながら、当社が保有する固定資産の土地につき減損会計基準による減損損失930百万円と当該土地に係る繰延税金資産546百万円の取崩しにより、当期純利益は911百万円（前期比30.6%減）となりました。
5. 当社は、平成17年5月20日付をもって普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。当該株式の分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益の推移は、次のとおりであります。

区 分	期 別	第 32 期	第 33 期
		(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
1株当たり当期純利益(円)		51.88	39.91

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
フジ工務店株式会社	90 百万円	100.0 %	建築工事の設計・施工
フジ・アメニティサービス株式会社	90	100.0	不動産の賃貸及び管理

(注) 平成20年5月7日付開催の取締役会において、フジ工務店株式会社を平成20年10月1日付で吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書に調印を行いました。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の子会社2社であります。連結決算の概要は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容 (平成20年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、「不動産販売事業」、「土地有効活用事業」、「賃貸及び管理事業」、「その他事業」の4部門に関する事業を行っており、大阪府及び周辺地域を地盤とした地域密着型の事業を展開しております。

「不動産販売事業」は、戸建住宅、分譲マンション、中古住宅、土地、不動産投資ファンド等向け賃貸マンションの販売を、「土地有効活用事業」は遊休土地の有効活用を図るため、主として賃貸マンション・アパート等の建設提案受注を行っており、「賃貸及び管理事業」は、子会社であるフジ・アメニティサービス株式会社が、賃貸物件を保有するほか当社が建築請負したマンション・アパート等の一括借上による賃貸事業及び不動産販売・建築請負に付随する不動産の管理事業等を、「その他事業」は、戸建住宅・マンション・宅地等の不動産売買の仲介業及び分譲住宅販売顧客の住宅ローン手続代行業務をそれぞれ行っております。子会社であるフジ工務店株式会社は当社グループの建築部門として、建築設計監理・建築請負・施工監理等の事業を行っております。

(8) 主要な事業所（平成20年3月31日現在）

会社名	事業所	所在地
フジ住宅株式会社	本社	大阪府岸和田市
	和歌山営業所	和歌山県岩出市
	大阪支社	大阪市浪速区
	おうち館岸和田店	大阪府岸和田市
	おうち館泉佐野店	大阪府泉佐野市
	フジホームバンク堺店	堺市北区
	フジホームバンク泉北店	大阪府高石市
フジ工務店株式会社	本社	大阪府岸和田市
フジ・アメニティサービス株式会社	本社	大阪府岸和田市

(9) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
323 [490] 人	22人増 [28人減]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員にはパートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
229 [214] 人	18人増 [10人減]	36.9歳	6.5年

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員にはパートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	5,110 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,729
株 式 会 社 泉 州 銀 行	3,497
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,811

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成20年5月7日開催の取締役会において、当社の100%子会社であるフジ工務店株式会社を平成20年10月1日付で吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書に調印を行いました。

2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 105,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,919,280株
(自己株式 1,850,632株を除く。)
- (3) 株主数 7,196名
(前期末比 1,708名増)
- (4) 大株主（発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
今 井 光 郎	3,752,450 株	10.75 %

(注) 出資比率は、自己株式数（1,850,632株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得の状況

取締役会決議により取得した自己株式

- ・自己株式の取得方法

市場買付け

- ・自己株式の取得の目的

経営環境に対応した機動的な資本政策の遂行と株主還元の実施のため

- ・取得株式の総数及び取得価額の総額

1,714,300株

657,867,400円

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成20年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ① 平成14年7月31日発行の新株予約権
- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の数 | 122個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 122,000株
(新株予約権1個につき1,000株) |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の権利行使時の1株当たり払込金額 | 167円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年7月1日から平成20年6月30日まで |
- ② 平成15年4月9日発行の新株予約権
- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 新株予約権の数 | 16個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 16,000株
(新株予約権1個につき1,000株) |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の権利行使時の1株当たり払込金額 | 194円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年7月1日から平成20年6月30日まで |
- ③ 当社役員の保有する新株予約権の区分別合計
該当事項はありません。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	今井光郎	フジ工務店(株) 代表取締役 フジ・アメニティサービス(株) 代表取締役
代表取締役副社長	今井志朗	分譲住宅事業部長
常務取締役	山田正明	管理本部長・IR室長
常務取締役	宮脇宣綱	土地有効活用事業部長
取 締 役	山田光次郎	大阪支社支社長・用地部門担当
常 勤 監 査 役	冠野雅之	
監 査 役	岩井伸太郎	仰星監査法人 代表社員
監 査 役	高谷晋介	仰星監査法人 代表社員

- (注) 1. 岩井伸太郎氏及び高谷晋介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役の岩井伸太郎氏及び高谷晋介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 平成19年6月27日開催の定時株主総会において取締役に就任いたしました清水雅人氏は平成20年3月31日付で退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	6名 (注)	88,772千円	株主総会決議（平成元年6月28日）による報酬限度額月額20,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,610千円 (7,200千円)	株主総会決議（平成元年6月28日）による報酬限度額月額2,000千円
合 計	9名	103,383千円	

- (注) 1. 当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼任その他の状況

区 分	氏 名	兼 任 そ の 他 の 状 況
監 査 役	高 谷 晋 介	株式会社川島織物セルコン 社外監査役

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	岩 井 伸 太 郎	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の場において、当社の内部統制システムや業務執行の適法性等についての発言を行っております。
監 査 役	高 谷 晋 介	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の場において、当社の内部統制システムや業務執行の適法性等についての発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第425条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23,000千円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておら

ず、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

保存、管理の対象とすべき情報を明確化する。

これに伴い文書管理規程等を見直し、文書の保存、管理を適正に行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質管理などに係るリスクについては、それぞれの対応部門で必要に応じ規則ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行う。
- ② 新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は代表取締役社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する部門長会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備、運用、取締役に対する必要かつ効果的な研修の実施等を行う。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① グループ企業全体の企業行動憲章を作成し、使用人全員への浸透を図る。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、各部門にコンプライアンス責任担当者を配置する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 全社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、会議の開催による多面的な検討を経て慎重に決定する仕組みを設ける。
- ② 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役の指揮命令に服さない専属の者を配置する。

(7) (6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

専属の者の人事異動については、監査役は事前の報告を受け、必要な場合は理由を付して人事担当取締役に変更の申し入れを行う。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 部門長会議で審議・報告された案件。
- ② 内部監査室が実施した内部監査の結果。
- ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき。
- ④ 監査役会への報告は常勤の監査役への報告をもって行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室、社長室、法務部、人事室、総務部、経理部、財務部所属の使用人が補助する。
- ② 特に内部監査室は、監査役との緊密な連携を保ち、相互に補完する関係を構築する。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,262,393	流動負債	16,823,897
現金及び預金	2,990,459	支払手形及び工事未払金	5,416,131
たな卸資産	36,751,410	短期借入金	7,590,338
未収還付法人税等	185,031	1年以内償還予定の社債	25,000
繰延税金資産	703,389	未払法人税等	198,295
その他	699,995	前受金	1,954,001
貸倒引当金	△ 67,892	賞与引当金	146,110
固定資産	7,444,740	その他	1,494,020
有形固定資産	5,997,088	固定負債	17,508,888
建物及び構築物	2,434,662	長期借入金	17,245,400
車両運搬具	77	繰延税金負債	1,215
工具、器具及び備品	134,435	再評価に係る繰延税金負債	91,323
土地	3,427,912	その他	170,950
無形固定資産	52,773	負債合計	34,332,786
投資その他の資産	1,394,878	(純資産の部)	
投資有価証券	738,249	株主資本	14,393,218
長期貸付金	130,514	資本金	4,865,201
その他	527,633	資本剰余金	5,213,755
貸倒引当金	△ 1,518	利益剰余金	5,019,702
資産合計	48,707,134	自己株式	△ 705,441
		評価・換算差額等	△ 18,870
		其他有価証券評価差額金	△ 106,543
		土地再評価差額金	87,673
		少数株主持分	-
		純資産合計	14,374,348
		負債純資産合計	48,707,134

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		48,793,241
売 上 原 価		40,277,069
売 上 総 利 益		8,516,172
販売費及び一般管理費		5,793,012
営 業 利 益		2,723,159
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	18,832	
受取手数料	267,149	
その他の	49,621	335,603
営 業 外 費 用		
支払利息	417,152	
補修工事費	174,100	
その他の	54,192	645,444
経 常 利 益		2,413,318
特 別 利 益		
固定資産売却益	3,773	
貸倒引当金戻入益	7,802	11,576
特 別 損 失		
固定資産除却損	4,319	
減 損 損 失	94,608	
厚生年金基金脱退損失	260,468	359,396
税金等調整前当期純利益		2,065,499
法人税、住民税及び事業税	249,510	
法人税等調整額	△ 281,900	△ 32,390
当 期 純 利 益		2,097,889

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前連結会計年度末残高	4,862,952	5,211,527	3,544,188	△ 47,304	13,571,363
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,249	2,228			4,477
剰余金の配当			△ 622,375		△ 622,375
当期純利益			2,097,889		2,097,889
自己株式の取得				△ 658,136	△ 658,136
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	2,249	2,228	1,475,513	△ 658,136	821,854
当連結会計年度末残高	4,865,201	5,213,755	5,019,702	△ 705,441	14,393,218

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
前連結会計年度末残高	113,930	87,673	201,603	-	13,772,967
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行					4,477
剰余金の配当					△ 622,375
当期純利益					2,097,889
自己株式の取得					△ 658,136
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△ 220,473	-	△ 220,473	-	△ 220,473
当連結会計年度中の変動額合計	△ 220,473	-	△ 220,473	-	601,380
当連結会計年度末残高	△ 106,543	87,673	△ 18,870	-	14,374,348

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 連結子会社の数 | 2社 |
| (2) 連結子会社の名称 | フジ工務店株式会社
フジ・アメニティサービス株式会社 |

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
---------	---

時価のないもの	移動平均法による原価法
---------	-------------

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法
仕掛不動産	個別法による原価法
開発用不動産	個別法による原価法
原材料	移動平均法による原価法
未成工事支出金	個別法による原価法
貯蔵品	総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）は定額法、その他の有形固定資産は定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	39～42年
構築物	10～15年
工具、器具及び備品	5～8年

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と

備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産取得に係る控除対象外消費税等のうちたな卸資産に係るものについては、発生連結会計年度の期間費用として処理し、固定資産に係るものについては、原則として一括して長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行うこととしております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

たな卸資産	16,662,461千円
建物及び構築物	1,389,169千円
土地	1,921,909千円
計	19,973,541千円

上記に対応する債務

短期借入金	4,391,300千円
長期借入金	17,023,900千円
計	21,415,200千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,121,287千円

3. 偶発債務

顧客の住宅つなぎローンに対する保証債務 1,536,200千円

4. 土地再評価法の適用

当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定評価に基づき算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △ 66,031千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産の概要)

場 所	用 途	種 類
大阪府泉南郡熊取町	遊 休 地	土 地

(資産のグルーピングの方法)

当社グループは、遊休資産においては個別物件単位により、事業用資産のうち賃貸及び管理事業においては、個々の賃貸物件をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、それ以外の事業用資産においては事業の種類毎を単位として、本社等の事業用資産は共用資産としてグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当社の遊休土地として保有しておりました固定資産の土地を当連結会計年度に売却いたしました。その売買契約の締結時点において、当該土地の売却による損失見込額を回収可能価額に基づいて減損損失94,608千円を計上いたしました。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額については、正味売却価額により算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	36,769,912株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成19年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	329,473千円	9円	平成19年3月31日	平成19年6月28日
平成19年11月2日 取 締 役 会	普通株式	292,902千円	8円	平成19年9月30日	平成19年12月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成20年6月25日定時株主総会	普通株式	314,273千円	9円	平成20年3月31日	平成20年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 新株予約権の目的となる株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	138,000株

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	411円65銭
1株当たり当期純利益	58円19銭

(重要な後発事象に関する注記)

子会社の吸収合併について

当社は平成20年5月7日開催の取締役会にて、当社の連結子会社であるフジ工務店株式会社を平成20年10月1日付で吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書に調印を行いました。合併の要旨は次のとおりであります。

(1) 合併の日程

合併契約承認取締役会	平成20年5月7日
合併契約締結	平成20年5月7日
合併契約承認株主総会	開催いたしません。
合併期日(効力発生日)	平成20年10月1日

※ 本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併並びに同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及びフジ工務店株式会社は株主総会での承認を得ることなく行うものであります。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、フジ工務店株式会社は解散いたします。

(3) 合併比率並びに合併交付金

フジ工務店株式会社は当社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

(4) 合併後の当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、決算期につきまして変更はありません。

(5) 本合併による平成21年3月期の連結業績への影響は軽微であります。当社個別業績につきましては、企業結合に係る会社基準の適用により、抱合せ株式消滅差益を特別利益として計上いたします。なお、フジ工務店株式会社の平成20年3月期における主な決算数値は次のとおりであります。

売	上	高	16,376,982千円
当	期	純	6,172千円
純	資	産	148,374千円
総	資	産	6,078,114千円

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,526,149	流動負債	16,183,748
現金及び預金	2,778,790	支払手形	1,417,286
販売用不動産	7,899,368	買掛金	3,585,059
仕掛不動産	3,544,890	工事未払金	1,378,297
開発用不動産	23,809,698	短期借入金	3,076,000
未成工事支出金	151,249	1年以内返済予定の長期借入金	3,801,838
貯蔵品	24,174	1年以内償還予定の社債	25,000
前渡金	289,078	未払金	489,830
前払費用	128,155	未払費用	112,914
未収還付法人税等	185,031	未払法人税等	25,009
繰延税金資産	608,916	前受金	1,046,775
短期貸付金	2,011,000	未成工事受入金	907,226
その他の	126,256	預り金	227,431
貸倒引当金	△ 30,460	賞与引当金	90,880
		その他の	200
固定資産	4,118,586	固定負債	15,427,225
有形固定資産	2,663,443	長期借入金	15,332,900
建築物	1,007,761	繰延税金負債	3,002
構築物	28,425	再評価に係る繰延税金負債	91,323
車両運搬具	13	負債合計	31,610,974
工具、器具及び備品	121,241	(純資産の部)	
土地	1,506,002	株主資本	14,052,631
無形固定資産	50,718	資本金	4,865,201
商標権	1,114	資本剰余金	5,213,755
ソフトウェア	49,604	資本準備金	2,225,941
投資その他の資産	1,404,423	その他資本剰余金	2,987,814
投資有価証券	738,249	資本準備金減少差益	2,987,814
関係会社株式	180,000	利益剰余金	4,679,116
出資金	400	その他利益剰余金	4,679,116
長期貸付金	130,514	繰越利益剰余金	4,679,116
長期前払費用	34,595	自己株式	△ 705,441
その他の	322,182	評価・換算差額等	△ 18,870
貸倒引当金	△ 1,518	その他有価証券評価差額金	△ 106,543
		土地再評価差額金	87,673
資産合計	45,644,735	純資産合計	14,033,761
		負債純資産合計	45,644,735

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		42,708,210
売 上 原 価		35,476,283
売 上 総 利 益		7,231,927
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,258,949
営 業 利 益		1,972,977
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50,913	
受 取 手 数 料	283,131	
そ の 他	93,352	427,397
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	345,674	
補 修 工 事 費	174,100	
そ の 他	44,754	564,528
経 常 利 益		1,835,846
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,773	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	7,802	11,576
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,319	
減 損 損 失	94,608	
厚 生 年 金 基 金 脱 退 損 失	195,852	294,780
税 引 前 当 期 純 利 益		1,552,642
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,000	
法 人 税 等 調 整 額	△ 264,851	△ 253,851
当 期 純 利 益		1,806,494

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		そ の 他 利 益 剰 余 金			
			資 本 準 備 金 減 少 差 益					繰 越 利 益 剰 余 金
前事業年度末残高	4,862,952	2,223,713	2,987,814	3,494,997	△ 47,304	13,522,172		
当事業年度中の変動額								
新株の発行	2,249	2,228				4,477		
剰余金の配当				△ 622,375		△ 622,375		
当期純利益				1,806,494		1,806,494		
自己株式の取得					△ 658,136	△ 658,136		
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	2,249	2,228	-	1,184,118	△ 658,136	530,458		
当事業年度末残高	4,865,201	2,225,941	2,987,814	4,679,116	△ 705,441	14,052,631		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前事業年度末残高	113,930	87,673	201,603	13,723,775
当事業年度中の変動額				
新株の発行				4,477
剰余金の配当				△ 622,375
当期純利益				1,806,494
自己株式の取得				△ 658,136
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△ 220,473	-	△ 220,473	△ 220,473
当事業年度中の変動額合計	△ 220,473	-	△ 220,473	309,985
当事業年度末残高	△ 106,543	87,673	△ 18,870	14,033,761

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------|------------|
| 販売用不動産 | 個別法による原価法 |
| 仕掛不動産 | 個別法による原価法 |
| 開発用不動産 | 個別法による原価法 |
| 未成工事支出金 | 個別法による原価法 |
| 貯蔵品 | 総平均法による原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
- 建物（建物附属設備を除く）は定額法、その他の有形固定資産は定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	39～42年
構築物	10～15年
工具、器具及び備品	5～8年

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

- (2) 無形固定資産
- 定額法
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 長期前払費用
- 定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (2) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。ただし、資産取得に係る控除対象外消費税等のうちたな卸資産に係るものについては、発生事業年度の期間費用として処理し、固定資産に係るものについては、原則として一括して長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行うこととしております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

販売用不動産	404,032千円
仕掛不動産	281,784千円
開発用不動産	15,976,644千円
計	16,662,461千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,202,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	3,039,300千円
長期借入金	15,111,400千円
計	19,352,700千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 972,988千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 2,016,881千円 |
| 短期金銭債務 | 4,254,876千円 |
4. 偶発債務
- | | |
|----------------------------------|-------------|
| 子会社フジ・アメニティサービス株式会社の銀行借入に対する保証債務 | 2,625,000千円 |
| 顧客の住宅つなぎローンに対する保証債務 | 1,536,200千円 |
5. 土地再評価法の適用
- 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
- 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価に基づき算出しております。
- | | |
|----------------------------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △ 66,031千円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
- | | |
|------------|--------------|
| 営業取引による取引高 | |
| 建物工事外注高 | 15,891,179千円 |
| その他 | 23,115千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 189,865千円 |
2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。
(減損損失を認識した資産の概要)

場 所	用 途	種 類
大阪府泉南郡熊取町	遊 休 地	土 地

(資産のグルーピングの方法)

当社は、遊休資産においては個別物件単位により、事業用資産においては事業の種類毎を単位として、本社等の事業用資産は共用資産としてグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当社の遊休土地として保有しておりました固定資産の土地を当事業年度に売却いたしました。その売買契約の締結時点において、当該土地の売却による損失見込額を回収可能価額に基づいて減損損失94,608千円を計上いたしました。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額については、正味売却価額により算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	135,707株	1,714,925株	一株	1,850,632株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,714,925株は、取締役会決議により取得したことによる増加1,714,300株及び単元未満株式の買取りによる増加625株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産	62,380千円
貸倒引当金	12,397千円
賞与引当金	36,988千円
繰越欠損金	432,003千円
その他の	112,928千円
計	<u>656,697千円</u>
評価性引当額	<u>△ 36,459千円</u>
繰延税金資産（流動）小計	<u>620,238千円</u>
繰延税金負債（流動）	
未収事業税	<u>△ 11,321千円</u>
繰延税金負債（流動）小計	<u>△ 11,321千円</u>
繰延税金資産（流動）の純額	<u>608,916千円</u>
繰延税金資産（固定）	
その他有価証券評価差額金	46,923千円
その他の	12,502千円
計	<u>59,426千円</u>
評価性引当額	<u>△ 56,424千円</u>
繰延税金資産（固定）小計	3,001千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	<u>△ 6,004千円</u>
繰延税金負債（固定）小計	<u>△ 6,004千円</u>
繰延税金資産（固定）の純額	<u>△ 3,002千円</u>
繰延税金資産合計	<u>605,914千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となっ

た主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
住民税均等割	0.5%
評価性引当額の増減	△57.7%
その他の	<u>△ 0.5%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△16.3%</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	23,773千円	11,926千円	11,846千円
工具、器具及び備品	24,711千円	6,104千円	18,606千円
ソフトウェア	56,586千円	5,517千円	51,068千円
合計	105,070千円	23,548千円	81,522千円

2. 当事業年度の末日における未経過リース料相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	20,431千円
1年超	61,091千円
合計	81,522千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	14,318千円
減価償却費相当額	14,318千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	フジ工務店株式会社	100%	当社発注の建築工事の設計・施工役員の兼任	建築工事の発注(注)2 資金の貸付(注)3 利息の受取(注)3	15,891,179 2,011,000 32,090	買掛金 工事未払金 短期貸付金 その他の流動資産	3,585,059 646,821 2,011,000 3,148
子会社	フジ・アメニティサービス株式会社	100%	当社が建築請負したアパート等賃貸及び貸管理役員の兼任	債務保証(注)4	2,625,000	-	-

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。
2. 市場動向等を勘案し、継続的取引を前提とした工事請負基本契約に基づいております。
3. 市場金利を勘案して決定しており、返済条件は貸付ごとの契約によっております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 当社がフジ・アメニティサービス株式会社の銀行借入に対する債務保証を行っております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその近親者ならびに役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	有限会社フレックス	(被所有)直接9.3%	役員の兼任	不動産投資ファンド等向け賃貸マンションの販売	669,719	-	-

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれております。
2. 賃貸マンションの販売価格については一般販売価格と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	401円89銭
1株当たり当期純利益	50円11銭

(重要な後発事象に関する注記)

子会社の吸収合併について

当社は平成20年5月7日開催の取締役会にて、当社の連結子会社であるフジ工務店株式会社を平成20年10月1日付で吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書に調印を行いました。合併の要旨は次のとおりであります。

(1) 合併の日程

合併契約承認取締役会	平成20年5月7日
合併契約締結	平成20年5月7日
合併契約承認株主総会	開催いたしません。
合併期日（効力発生日）	平成20年10月1日

※ 本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併並びに同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及びフジ工務店株式会社は株主総会での承認を得ることなく行うものであります。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、フジ工務店株式会社は解散いたします。

(3) 合併比率並びに合併交付金

フジ工務店株式会社は当社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

(4) 合併後の当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、決算期につきまして変更はありません。

(5) 本合併による平成21年3月期の連結業績への影響は軽微であります。当社個別業績につきましては、企業結合に係る会社基準の適用により、抱合せ株式消滅差益を特別利益として計上いたします。なお、フジ工務店株式会社の平成20年3月期における主な決算数値は次のとおりであります。

売上高	16,376,982千円
当期純利益	6,172千円
純資産	148,374千円
総資産	6,078,114千円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月8日

フジ住宅株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 西田幸男 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三宅昇 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジ住宅株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジ住宅株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月8日

フジ住宅株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西田 幸男 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 昇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジ住宅株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月13日

フジ住宅株式会社 監査役会

常勤監査役	冠野雅之	㊟
社外監査役	岩井伸太郎	㊟
社外監査役	高谷晋介	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第35期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円で、配当総額は314,273,520円といたしたく存じます。なお、平成19年12月5日に1株につき8円の間配当をお支払しており、年間配当金は1株につき17円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	3,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	3,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社株式の数
1	今 井 光 郎 (昭和20年12月30日生)	昭和48年1月 フジ住宅を個人創業し、不 動産業を開始 昭和49年4月 フジ住宅株式会社を設立 代表取締役社長就任（現） 昭和50年1月 フジ工務店株式会社（昭和 63年9月フジ住宅株式会 社に吸収合併される）を設立 代表取締役社長就任 昭和51年3月 株式会社フジハウジング （昭和53年9月フジ住宅販 売株式会社に社名変更、昭 和63年9月フジ住宅株式会 社に吸収合併される）を設 立 代表取締役社長就任 昭和63年6月 フジハウジング株式会社 （現フジ工務店株式会社） を設立 代表取締役社長就 任 平成元年3月 フジ工務店株式会社取締役 就任（平成17年11月 代表 取締役社長就任（現）） 平成17年6月 フジ・アメニティサービス 株式会社を設立 代表取締 役社長就任（現）	3,752,450株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社株式の数
2	今 井 志 朗 (昭和23年9月25日生)	昭和44年4月 花王石鹼株式会社(現花王株式会社)入社 昭和50年8月 当社入社 昭和55年3月 当社戸建営業部長 昭和63年5月 当社専務取締役就任 昭和63年6月 フジハウジング株式会社 (現フジ工務店株式会社) 取締役就任 平成元年3月 フジ工務店株式会社代表取 締役社長就任(平成3年3 月取締役就任(現)) 平成元年4月 当社マンション事業部長 平成3年4月 当社代表取締役副社長就任 (現) 平成5年4月 当社住宅販売部門統括 平成19年3月 当社分譲住宅事業部長(現)	574,300株
3	山 田 正 明 (昭和24年3月11日生)	昭和47年4月 株式会社徳島相互銀行(現 株式会社徳島銀行)入行 昭和50年4月 山田海運株式会社入社 昭和60年6月 当社入社 昭和63年9月 当社経理部長 昭和63年11月 当社取締役就任 平成3年1月 当社常務取締役就任(現) 当社管理本部長 平成5年6月 当社財務本部長 平成17年4月 当社IR室長(現) 平成19年2月 当社管理本部長(現)	20,506株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社株式の数
4	宮 脇 宣 綱 (昭和36年8月30日生)	昭和55年10月 堺自動車用品株式会社入社 昭和60年3月 宮脇電器サービス 自営 平成元年6月 当社入社 平成6年10月 当社アメニティサービス部 長 平成6年11月 当社資産活用事業部 開発 営業部長 平成12年10月 当社土地有効活用事業部 第一営業部長 平成14年6月 当社取締役就任 平成17年3月 当社常務取締役就任(現) 当社土地有効活用事業部長 (現)	45,000株
5	山 田 光 次 郎 (昭和37年7月10日生)	昭和62年1月 大倉建設株式会社入社 平成3年5月 当社入社 平成7年2月 当社マンション事業部 部 長 平成13年8月 当社大阪支社 支社長(現) 平成18年6月 当社取締役就任(現) 平成18年10月 当社用地部門担当(現)	27,300株

(注) 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役岩井伸太郎、高谷晋介の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	岩井伸太郎 (昭和29年1月18日生)	昭和54年10月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)入社 昭和61年2月 公認会計士岩井伸太郎事務所開業 平成元年6月 当社監査役就任(現) 平成2年9月 北斗監査法人(現仰星監査法人)代表社員就任(現)	44,400株
2	高谷晋介 (昭和26年12月30日生)	昭和49年4月 野村證券株式会社入社 昭和53年11月 テロイトハスキングズアンドセルズ公認会計士共同事務所(現監査法人トーマツ)入社 昭和59年10月 高谷晋介公認会計士事務所開業 平成2年9月 北斗監査法人(現仰星監査法人)代表社員就任(現) 平成7年6月 当社監査役就任(現) 平成12年6月 株式会社川島織物(現株式会社川島織物セルコン)監査役就任(現)	37,900株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 岩井伸太郎及び高谷晋介の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
3. 岩井伸太郎及び高谷晋介の両氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

岩井伸太郎及び高谷晋介の両氏につきましては、公認会計士としての専門的知見並びに企業会計に関する豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたします。

4. 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数について
 - ①岩井伸太郎氏は、本総会終結の時をもって当社の社外監査役の在任期間が19年となります。
 - ②高谷晋介氏は、本総会終結の時をもって当社の社外監査役の在任期間が13年となります。
5. 責任限定契約の内容の概要について

当社と各社外監査役は、会社法第425条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、契約は継続となります。なお同契約の内容は、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認を求めるものであります。

なお、当社取締役及び監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項及び第387条第1項の報酬等にそれぞれ該当します。

当社は、平成元年6月28日開催の当社第16回定時株主総会において取締役報酬額については月額2,000万円以内、監査役報酬額については月額200万円以内とする旨、ご承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役5名に対し、年額2,000万円の範囲で、監査役3名に対し、年額300万円の範囲で報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認を求めるものであります。

なお、第2号議案が原案どおり承認されますと、取締役の員数は5名、また第3号議案が承認されますと、監査役の員数は3名となります。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の、当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起すること並びに今後の優秀な人材確保のために使用すること及び監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。なお、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。
2. 新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しないものとする。
3. 新株予約権の割当日
募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 950,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

(2) 新株予約権の総数

1,900個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は200個、当社監査役（社外監査役も含む）が付与する新株予約権は30個をそれぞれ上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）もしくは387円を下回る場合は、割当日の終値と387円のいずれか高い価格とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

募集事項の決定を行う取締役会決議日の翌日から2年を経過した日より4年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要しない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合に限る。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
- ③ その他新株予約権の行使の条件は、本総会終結の時以降に開催される取締役会決議により決める。
- (7) 新株予約権の取得の条件
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。
- (12) 新株予約権の公正価額の算定方法
新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。
《議決権行使サイトURL》 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成20年6月24日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人：住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

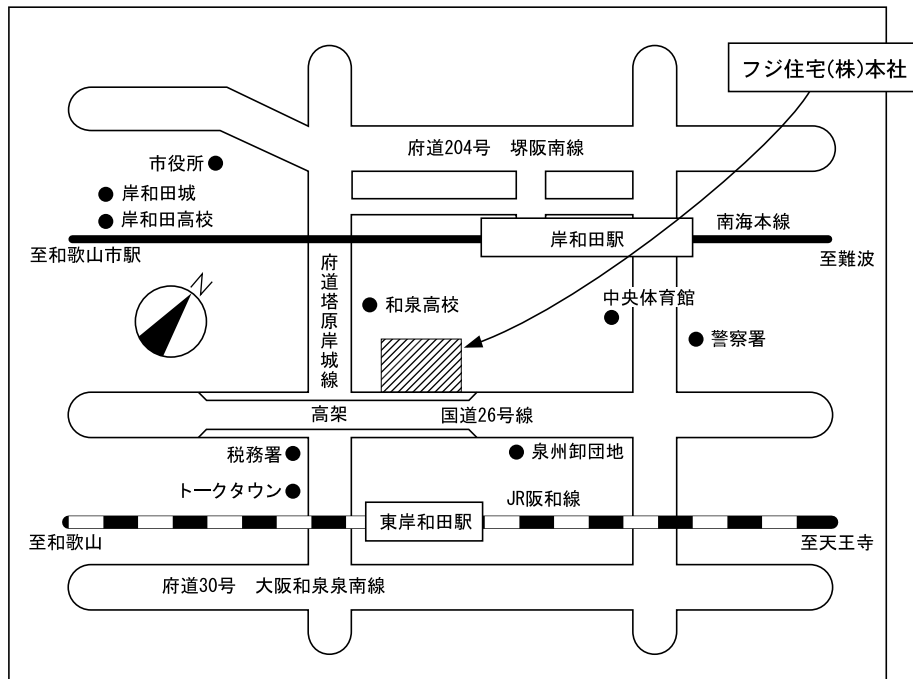
<住所変更等用紙の請求> ☎ 0120-175-417（24時間受付）

<その他のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
フジ住宅本社第二ビル4階研修ホール

電 話 072 (437) 8700



最寄駅

- 東岸和田駅 (JR阪和線) 徒歩約8分
- 岸和田駅 (南海本線) 徒歩約15分